CATERHAM CUP JAPAN 2026 TECHNICAL REGULATION

参加車両は CATERHAM SEVEN170 とし、CATERHAM CUP JAPAN2026 TECHNICAL REGULATION に適合した車両であること。

年度途中の規則改訂・修正ブルテンは、CATERHAM CUP JAPAN ホームページにより都度公示される。
https://www.caterham-cars.jp/motorsport/index.html

車両

- 参加車両は、エスシーアイ株式会社が輸入し日本国内で販売した CATERHAM、または CATERHAM CUP JAPAN 事務局（事務局）が認めた車両で、事務局指定 SPORT HUB に於いて車両検査(インスペクション)を受け認定プレートを室内シャシー助手席側指定場所に装着しなければならない。
- 参加車両は道路運送車両法に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致した状態でなければならず、レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。
- CATERHAM CUP JAPAN2026 TECHNICAL REGULATION・SPORTING REGULATION で改造が許されていない項目はすべて当初の状態でなければならず変更、改造、追加は一切認められない。
- 参加車両への異なる型式および年式、他クラスへの車両部品の使用は、事務局より使用許可の公示がない限り一切の使用は認められない。
- 参加車両は公式車検終了からレース終了後の保管解除まで主催者によって管理され、サーキット施設内より車両を持ち出すことは許されない。
- 保管解除後主催者指定場所における公道走行チェックを必ず受け、積載車による回送の場合は公道走行チェック要員に申告し積載回送の承認を受けなければならない。
- 車両について分解整備を行った場合は、遅滞なく点検整備記録簿に整備概要を記載しなければならない。
- エンジン・過給機・トランスミッション・リアアクスルは事務局により封印される。
  各本体および封印に対する加工・変更の改造は許されない。
- 封印部分を分解修理する場合その旨を事務局まで届出るとともに、指定工場（SPORT HUB）にて修理交換をしなければならない。
- 当該車両の有効な自動車検査証、自賠責保険証を常備しなければならない。
- インスペクションを受けたすべての参加車両は保証対象外となる。（但しリコールを除く）

１．安全規定

改造及び付加物の取付などにより当該大会の技術委員長又は事務局が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品（事務局指定部品及び認定部品を含む）の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 安全ベルト

5 点式以上 FIA 公認安全ベルトの使用が義務付けられる。構成部品に異常があるもの、万一事故により強い衝撃を受けたものの使用は認められない。ラベルに表示された使用期限の過ぎたものは交換することを強く推奨する。 また、乗車定員分の標準装備シートベルトは取り外してはならない。

1-3 飛び出し防止用ネット

運転席外側に飛び出し用ネットの装着しなければならない。

ネットの形状は四角タイプとし、車外に身体（特に手足）が出ない様にすること。三角タイプは認めない。

1-4 消火装置

消火装置の装着を推奨する。

取り付ける場合、消火器は適正圧力を保持した 1.75kg 又は 2kg 以上の自動車用を確実に取り付けること。期限内の物を推奨する。

1-5 ロールバー

事務局指定のロールケージを装着しなければならない。なお、乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

1-6 けん引用穴あきブラケット

車両前後にある純正けん引ポイントを赤または黄色にて着色すること。また位置が容易に確認できるよう赤又は黄色の矢印で場所を明示しなくてはならない。色はボディ色と同一にならないようにすること。

1-7 サーキットブレーカー

イグニッションスイッチは、その位置が容易に確認できるよう黄色で明示しなければならない。

また、純正サーキットブレーカーの装着を認める。

装着する場合は、スパークマークを貼付け純正と同じ位置に装着しなくてはならない。

1-8 オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクの装着を認める。

取り付ける場合は、針金、テープ等による暫定的なものであってはならない。

またタンク本体もペットボトル等の流用は認められず、機能を有した適切な容量を持った専用容器を使用すること。

キャッチタンクを装着する為の最小限のホースの取り回しの変更は認められる。

但し、ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること、また、キャッチタンク以外の機能を備えてはならない。大気開放は許されない。

1-9 飛散防止処置

すべてのフィラーキャップ・レベルゲージ・ガラス製ライトは飛散防止対策をしなくてはいけない。

ヘッドライトは×印又は＋印にてテーピングを施すこと。但し公道走行チェック時は剥がさなければいけない。

飛散防止対策の為の最小限の加工・修正は許される。ドレン・フィラーボルトについては規定トルクで確実に締付けること。

2．一般改造規定

TECHNICAL REGULATION 及び SPORTING REGULATION に定められていない項目は、すべてメーカーよりラインオフされた状態を維持し、修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。
さらに TECHNICAL REGULATION 及び SPORTING REGULATION に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

指定・認定 定義

指定：事務局により使用が義務付けられた部品。指定部品以外は純正部品を含み使用が認められない。

認定：事務局により使用が認められた部品。認定品以外に純正部品の使用も認められる。

指定部品　：ロールケージ
サイドインパクトバー(右ﾊﾝﾄﾞﾙ車)
バケットシート　コンポジットレースシート
ヘッドレスト
エンジンオイル PETRONAS Syntium 5000DM 5w-30
ﾐｯｼｮﾝｵｲﾙ PETRONAS Tutela SPORT ZC SUPREME75w-90
デフオイル PETRONAS Tutela SPORT ZC SUPREME75w-90
冷却水 PETRONAS Paraflu UP
ブレーキフルード PETRONAS Tutela EXTREME HT DOT4
バッテリー　LEAD MAX
ブレーキパッド　FERODO DS　PERFORMANCE
データロガー　AIM　MX q　＋　カメラ KIT

認定部品（一部抜粋）：純正カーボンサイクルウイング前
純正カーボンサイクルウイング後
純正カーボンノーズコーン
純正ケプラーレースシート
純正 LED ヘッドライト
純正バッテリーマスターカットオフスイッチ
純正ライトウエイトフライホイール
純正フルカーペットインテリア
純正スポーツサスペンション
純正 LSD

上記指定・認定部品詳細については、CATERHAM CUP JAPAN ホームページに公示予定。
https://www.caterham-cars.jp/motorsport/index.html

3．材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）及び車体を除き、事務局指定・認定部品以外はカーボンの使用は禁止される。

４．エンジン

4-1 エンジン及び補機

SCI が販売している CATERHAM 用の純正部品に限り使用が認められる。 純正部品の改造は許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

エンジン・過給機については事務局により封印され、指定工場(SPORT HUB)以外での分解整備を禁止する。

4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント-

改造、変更は許されない。

4-1-2 フライホイール

改造、変更は許されない。

認定部品純正ライトウエイトフライホイールのみ装着が許される。

4-1-3 オイルポンプ

改造、変更は許されない。

4-1-4 オイルパン

改造、変更は許されない。

4-1-5 補機バッテリー

指定品以外への交換は許されない。各端子には絶縁保護を施すこと。

搭載位置の変更は許されない

4-1-6 オルタネーター

改造、変更は許されない。

4-1-7 過給機

改造、変更は許されない。

4-1-8 エンジンオイル

事務局指定の PETRONAS 製エンジンオイルに限り使用できる。

他メーカーの製品は添加剤も含め認めない。

レース後ランダムにて抜き取り検査をする場合がある。

4-1-9 エンジンカバー

取り外しても良い。カバー装着する場合は純正品に限る。

4-1-10 オイルフィルター

純正同等品への交換を認める。但し、取り外し・改造・加工は許されない。

同等品装着の場合、オイルパンから極端に飛び出さないこと。

4-2 点火系統

4-2-1 セルモーター

改造、変更は許されない。

4-2-2 点火装置

点火プラグに限り変更が許される。但し、既製品を使用し改造・加工は許されない。

4-3 吸気・排気系統

4-3-1 エアクリーナー

純正交換式フィルターカートリッジに限り変更が許される。 但し、改造・加工・取り外しは許されない。

4-3-2 エアクリーナーボックス

エアクリーナーボックス外側への断熱材の貼付、塗布が許される。

但し、穴をあける取付、ボックスの改造、変更は許されない。

4-3-3 マフラー及び排気管

排気管への耐熱材の巻き付け、塗布が許される。

但し、キャタライザーに於いては、純正キャタライザーの確認が出来るようプレート部分には、巻き付け、塗布をせず、確実に取り付ける事。

キャタライザー、エキゾーストマニホールド、サイレンサー、マウントの改造、変更は認められない。

また他車種からの流用も許されない。

（例：SEVEN160 マフラーを SEVEN170 に装着等）

4-3-4 排出ガス

当該車両の排気ガス保安基準値を超えないこと。

4-4 冷却系統

4-4-1 ラジエター

改造、変更は許されない。

ラジエター取り付け方法・場所の変更がないことを条件に、導風板の装着が認められる。

但し、ラジエター前面に限りノーズコーン内に収まること。

追加ラジエターは認められない。

4-4-2 ラジエターファン

改造、変更は許されない。

4-4-3 リザーブタンク

改造、変更は許されない。

4-4-4 配管

改造、変更は許されない。

但し、水温計測を目的とした追加メーターを取り付ける為の最小限の配管の改造は許される。

4-4-5 オイルクーラー

改造、変更は許されない。

4-4-6 サーモスタット

サーモスタットの交換・取外しを認める。但し、純正置き換えタイプに限る。

サーモスタットハウジングの改造・変更は許されない。

4-4-7 インタークーラー

改造、変更は許されない。

インタークーラー取り付け方法・場所の変更がないことを条件に、導風板の装着が認められる。

但し、インタークーラー前面に限りノーズコーン内に収まること。

4-4-8 冷却水

事務局指定の PETRONAS 製冷却水に限り使用できる。

他メーカーの製品は添加剤も含め認めない。

レース後ランダムにて抜き取り検査をする場合がある。

4-5 エンジンコントロールユニット

改造、変更は許されない。

事務局の判断により出場車両 ECU をシャッフルし抽選方式にて割り振る場合がある。

５．シャシー

5-1 最低地上高

ノーマルフロアの装着を義務付ける。ローワードフロアー装着車両の出場は認められない。

最低地上高は、9cm 以上を確保すること。尚、計測位置はオイルパン・サイドインパクトバー・サイレンサーとし、いかなる場合に於いても確保しなければならない。

但し、番号標（ナンバープレート）は、最低地上高に含まない。

5-2 全長及び全幅

変更は許されない。

但し、クラッシュ等のダメージにより、交換が必要となった外装部品のメーカー在庫欠品等が発生した際は、パーツ供給が出来るまでの期間に限り、純正装着されていた車体付加物が非装着状態であっても、保安基準適合の状態を保持出来ることを条件として出走を認められる。

この場合の固定方法の変更は認められるが脱落しない様にすること。

5-3 最低重量

5-3-1 決勝レース終了後、ドライバー・装備品を含む車両最低重量は、以下の通りとする。

モデル	最低重量
SEVEN170	525.0kg

5-3-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-3-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-4 ラバーマウント及びブッシュ

改造、変更は許されない。

６．駆動装置

6-1 クラッチ

改造、変更は許されない。

純正クラッチに限り交換できる。但し封印箇所は開封しないこと。

6-2 トランスミッション

改造、変更は許されない。

トランスミッションは事務局により封印され、指定工場(SPORT HUB)以外での分解整備を禁止する。

6-2-1 変速レバー及びシフトノブ

シフトノブのみ変更が許される。運転席から確認できる車検合致のシフトパターンを取り付けること。

6-2-2 シフトフォーク

改造、変更は許されない。

6-2-3 ミッションクーラー

追加、改造、変更は許されない。

6-2-4 ミッション Assy

改造、変更は許されない。

6-2-5 ミッションオイル

事務局指定の PETRONAS 製ミッションオイルに限り使用できる。

他メーカーの製品は添加剤も含め認めない。

レース後ランダムにて抜き取り検査をする場合がある。

6-3 リアアクスル

改造、変更は許されない。

6-4 ディファレンシャル

6-4-1 ディファレンシャル

事務局認定の LSD に限り取付けることが出来る。

但し、元のケースを使用すること。改造は認められない。

6-4-2 デフオイル

事務局指定の PETRONAS 製ミッションオイルに限り使用できる。

他メーカーの製品は添加剤も含め認めない。

レース後ランダムにて抜き取り検査をする場合がある。

6-5 最終減速比

改造、変更は許されない。

７．制動装置

7-1 フロントブレーキパッド

7-1-1 フロントブレーキパッド

事務局指定の識別マーキングを施したブレーキパッドを使用する。

改造、加工は許されない。

7-1-2 リアドラムブレーキ Assy

ドラムブレーキの構成部品を含むすべての部品の改造、加工、変更は許されない。

7-2 ブレーキホース・配管

改造、変更は許されない。

但し、保護目的でのホースへのカバー等装着は認める。

7-3 ブレーキローター

改造、変更は許されない。

7-4 バックプレート

改造、変更は許されない。

7- 5 ブレーキフルード

事務局指定の PETRONAS 製ブレーキフルードに限り使用できる。

他メーカーの製品は添加剤も含め認めない。

レース後ランダムにて抜き取り検査をする場合がある。

7-6 その他

改造、変更は許されない。

また、ABS 及びブレーキアシストシステム、データロガー用センサーの追加も許されない。

8．サスペンション

8-1 スプリング

事務局指定または認定部品の純正サスペンションキットに交換できる。

ただし、構成部品を含め改造、加工は許されない。

ジャッキアップ時にスプリングの遊びが無いようにしなければいけない。

8-2 ショックアブソーバー

事務局指定または認定部品の純正サスペンションキットに交換できる。

ただし、構成部品を含め改造・加工・パッカー装着は許されない。

ジャッキアップ時にスプリングの遊びが無いようにしなければいけない。

8-3 スタビライザー

改造、変更は許されない。

8-4 アーム

改造、変更は許されない。

8-5 ロッド

改造、変更は許されない。

９．タイヤ及びホイール

事務局の指定するタイヤ及び、純正 Juno ホイールを使用しなければならない。

SEVEN170

タイヤ　：　YOKOHAMA　ADVAN　dB　V553　　サイズ　：　155/65　R14

ホイール　：　純正 Juno アロイホイール　　サイズ　：　4.5J × 14 ET39

9-1 タイヤ

(1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。

(2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30°後方 50°の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。

(3)タイヤの溝はレース前車検時 6.0mm以上あること。
測定箇所は中央縦溝 4 本とする。

(4)タイヤの加工は認められない。

(5)タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は許されない。

(6) タイヤデブリ除去に限り事務局許可のもと作業できる

9-2 ホイール

(1)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。 但し、ホイールディスク面より突き出さないこと。

(2)純正ホイールナット使用の場合、脱落の恐れがある為ナット上部に接着されている蓋を外すこと。

(2)ホイールスペーサーの使用は許されない。

(3)ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、及びアクスルハブに間隔保持のための部材を溶接することは許されない。

(4)走行中、ホイールキャップは取り外さなくてはならない。

(5)ホイールの改造・加工は許されない。

(6)飛散防止のためウェイトにはテーピングをすること。

(7)前後のホイールは同一銘柄にすること。同一銘柄であれば色違いは認められる。

10. 車体

10-1 自動車登録番号標

取り外しが認められる。但し純正ステーは装着し改造は許されない。 取り付け位置、方法の変更も許されない。
取外しについてはサーキット施設内での走行イベント中に限定し、移動目的でサーキット施設場外へ持ち出す際は車両への装着を厳守すること。また、自動車登録番号標は公道復帰車検時には必ず装着すること。
曲がった番号標での出走・移動は認められず、直ちに修正すること。

10-2 空力装置

性能向上を目的とする空力装置の装着は許されない。

10-2-1 ボンネット及びトランク

改造、変更は許されない。

トランク内飛散防止のため走行時トランクカバーは装着すること。

10-2-2 ノーズコーン

事務局認定部品に限り変更が認められる。純正オプション 620 スタイルノーズコーンの装着は認めない。

開□部にラジェーターコアの破損防止の為、防護ネットを取付けることができる。 なお、防護ネットの取付けは車体側の形状に影響することなく，また簡易な取付けは許されない。

固定方法の変更は認められない。

10-2-3 前後サイクルウイング

事務局認定純正部品に限り交換が認められる。

但し、改造は許されない。

10-2-4 フロア下部

改造、変更は許されない。

10-2-5 車体側部

改造、変更は許されない。

10-2-6 車体上部

フロントウィンドウを装着すること。改造、変更は許されない。エアロスクリーンは認められない。

10-2-7 車体前部

改造、変更は許されない。

10-2-8 車体後部

改造、変更は許されない。

10-2-9 ミラー

変更することができる左右サイド・室内の 3 か所は必ず装着し確実に取付すること。

純正位置から極端な変更をせず保安基準から逸脱した形状の物は使用せず適合すること。

但し、デジタルミラーは許されない。

10-2-10 ソフトトップ

如何なる場合もオープン状態で参戦すること。

但し、レース終了後の車両保管時、レース主催者または事務局の事前承諾を受けた際に限り、ソフトトップ装着が認められるが重量計測時は外すこと。

10-2-11 ドア

いかなる場合でも外した状態で参戦すること。ハーフドア・トノカバーの装着も認めない。

但し、レース終了後の車両保管時、レース主催者または事務局の事前承諾を受けた際に限り、ドア・ハーフドア・トノカバー装着が認められるが重量計測時は外すこと。

10-3 補強

10-3-1 車体の改造・付属部品取り外しを含め許されない。

10-3-2 アッパータワーバー

改造、変更は許されない。

10-3-3 ロアタワーバー

改造、変更は許されない。

10-4 車体内部

10-4-1 コクピット

改造、変更は許されない。

10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。 但し下記に記載されたものを除く。

(1)ロールバーの装着、に伴う最小限の内装切除・加工。

(2)フロアマット

(3)ヒーターシステム。但し、隔壁に開いた穴は板で確実に蓋をすること。ホースの取り回しは純正ヒーター無車両と同じでなければいけない。

10-4-3 ステアリングホイール

認定部品純正スウェードステアリングホイールに限り交換が認められる。

ステアリングスポーク部のパットは飛散防止のため取外すこと。但し、公道復帰車検時には装着すること。

10-4-4 フットレスト・ペタルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。 但し、確実に取付けペダル操作の妨げにならないこと。

10-4-5 座席

指定シートであり、且つ 5 点式以上のベルト（1-2 に規定されているベルト）に対応するシート、または認定シートの装着を義務付ける。シートの改造・助手席の取り外しは許されない。

10-4-6 隔壁

10-4-2(3)の内容を除き改造、変更は許されない。

但し、計測センサー取付の為の最小限の修正・加工は許される。

10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。 但し、健常者は使用しないこと。

10-4-8 追加アクセサリー

車両の美観または居住性に関わる付属品（照明、ラジオなど）といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。但し、確実に取り付ける事。

10-4-9 追加メーター

52φメーターに限り装着することが許される。

取付けについては純正メーターと置き換え、ダッシュボードを加工することなく取り付ける事。

乗員の保護を充分に考慮した取付位置、取付方法であること。 なお、計測センサー取付けのための最小限の修正・加工は許される。

10-4-10 無線機

無線機、携帯電話の搭載、使用は許されない。

10-4-11 データロガー

事務局指定のデータロガーとカメラを搭載し、レース中・レース終了後等、事務局の求めに応じデータ提出を義務付ける。

10-4-12 OBD カプラー

故障探求での診断機接続を除き、事務局指定のデータロガー以外の装着は許されない。

１１．一般消耗品

ワイパーブレード、ウォッシャー液等指定品以外の消耗品は、同等品への交換が許される。

灯火類のバルブに関しては、保安基準適合品への交換が認められる。

１２．統一解釈

本規定上の「確実に取付」とは、ボルト・ビス・タイラップ等を使用した堅牢な固定方法を意味し、両面テープ・吸盤・挟み込み等の簡易取付を認めないことを意味する。

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長または事務局の解釈をもって最終とする。